参考様式第5－1号

農　業　第　383　号
令 和 8 年 10 月 19 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

山口市長 伊 藤 和 貴

| | |
|---|---|
| 市町村名<br>（市町村コード） | 山口市<br>（ 352039 ） |
| 地域名<br>（地域内農業集落名） | 阿東徳佐地区<br>（野坂，三原、大坪、新田亀山、下山畠田、上半久、下半久、領家、市場、御所河内、坂手、東畑、原山、上市東、駅通，栄町、上市西、中市、下市、小南，貞行、平丸，丸山、上宇津根、下宇律根、片山、水戸、台、西村、西目谷、開作、秋鹿、鍋倉、蔵田、坪の内、羽波、大久保、鍛治ケ原、神角） |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和8年8月3日<br>（第3回） |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1） 地域農業の現状及び課題

現状:
・阿東徳佐地区は阿東地域の東部に位置し、徳佐上・徳佐中・徳佐下を範囲とし、阿武川中流域と同支流の沖田川等を擁する阿東地域の中心地である。耕地面積737.7haのうち6割以上が多数の法人等担い手に集積されており、水稲を中心に酒造用米や飼料用稲等も生産され、飼料作物、大豆、露地野菜など土地利用型の農地利用が行われている。また夏秋トマトの栽培も行われるほか、畜産業（肉用牛・乳用牛）や特産品であるリンゴを活用した観光事業も盛んに行われている。
・地域の人口は、令和6年1月末時点で1,877名のうち65歳以上人口が1,071名で高齢化率57.06%と地域内では比較的低率であるが、他地区同様に高齢化が進み、農地の維持管理が難しくなっている。
課題:
①農業者の高齢化により、農用地を耕作管理継続していくことが困難。②法人についても高齢化等で存続が難しくなっている。③担い手の受入許容量が限られ、更なる規模拡大が難しい。④圃場整備から相当年数が経過し、経年劣化がみられる。⑤著しい人口減少により地域の基盤自体の存続が危惧される。

（2） 地域における農業の将来の在り方

・中心経営体は、優良農地の作業受託や農地集積、酒米、多収米や飼料米の作付け及びフレコン出荷による低コスト化により経営安定を図る。また、法人間連携による計画的な農地の集積や作付けを推進していく。
・果樹の加工や販売による6次産業化や、高収益が見込まれる特産野菜の作付けを拡大することにより、農業経営体の競争力強化を図る。
・新規就農者に対しては、生産技術や営農支援において、集落ぐるみでのフォローアップを行い、将来的には地域の後継者として育成する。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1） 地域の概要

| | | |
|---|---|---|
| 区域内の農用地等面積 | | 893 ha |
| | うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 893 ha |
| | （うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】 | ha |

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

当面の間、目標地図の区域において農業上の利用が行われることを基本とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

| |
|---|
| (1)農用地の集積、集約化の方針 |
| 担い手との連携と、農地中間管理機構を通じた利用調整を行う。<br>法人や認定農業者を中心に集積を図りつつ、分散錯圃の解消など利用調整による効率化を目指す。<br>未整備田については、補助対象の可否や今後の活用の可能性を見極め、取捨選択する。 |
| (2)農地中間管理機構の活用方針 |
| 相対による農地貸借契約ができなくなるため、農地中間管理機構を活用する。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針 |
| 主要な農用地については圃場整備済であるが、一部未整備の地区(鍛治ヶ原)もあるため、事業要望を検討。<br>スマート農業対応のためにも大面積化の再整備は必要。 |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 |
| 後継者や新規就農者の育成・確保に向け、関係機関と連携して取り組む。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 |
| 現状で外部委託している共同防除作業等は引き続き委託する。 |
| (6)遊休農地の解消に向けた取組方針 |
| |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ☑ | ①鳥獣被害防止対策 | □ | ②有機・減農薬・減肥料 | ☑ | ③スマート農業 | □ | ④畑地化・輸出等 | ☑ | ⑤果樹等 |
| □ | ⑥燃料・資源作物等 | □ | ⑦保全・管理等 | □ | ⑧農業用施設 | ☑ | ⑨耕畜連携等 | □ | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

①補助事業を活用し、鳥獣害防護柵を設置、管理する。
③ドローン等の導入により生産性の向上を図る。
⑤果樹(リンゴ)の生産体制の継続を図る。
⑨地区内外の畜産農家と連携し、粗飼料生産・堆肥循環に取り組む。